

会津若松市再犯防止推進計画 (案)

会津若松市

再犯防止推進計画目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景	1
2. 国・県の動向	1
3. 計画の目的	1
4. 計画の位置づけ	2
5. 計画の期間	2
6. 計画の対象者	2
7. 持続可能な開発目標	3

第2章 再犯防止を取り巻く現状

1. 犯罪及び再犯の現状	4
2. 更生保護の現状	8
3. アンケートから見る現状	9

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	11
2. 計画の基本目標	11

第4章 施策とその展開

1. 計画の体系図	12
2. 基本施策	12

第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理	15
------------	----

資料編

1. 策定経過	16
2. 地域福祉計画等推進会議要綱	17
3. 地域福祉計画等推進会議委員名簿	19
4. 用語解説	20

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年には2,853,739件に達しましたが、年々減少しており、令和3年は568,104件と戦後最少となりました。

その一方で、刑法犯により検挙された再犯者も、減少しているものの、それを上回るペースで初犯者の人数が減少し続けており、令和3年の検挙者に占める再犯者の割合は48.6%と、検挙者の約半数となっています。

また、本市と会津美里町を管轄する会津若松警察署管内においては、令和3年の検挙者に占める再犯者の割合は51.8%と、検挙者の半数以上になっています。

そのような状況から、国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）（以下、「再犯防止推進法」という。）を制定・施行しました。

再犯防止推進法では、再犯の防止等に関する施策を実施するなどの責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策を推進する計画を定めるよう努めることとされました。

それを踏まえ、国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、再犯防止の取組を進めています。

また、福島県においても、令和3年3月に地方再犯防止推進計画となる「福島県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の取組を進めています。

2. 国・県の動向

平成28年12月	再犯防止推進法の公布・施行
平成29年12月	再犯防止推進計画閣議決定
令和3年3月	福島県再犯防止推進計画策定
令和5年3月	第二次再犯防止推進計画閣議決定

3. 計画の目的

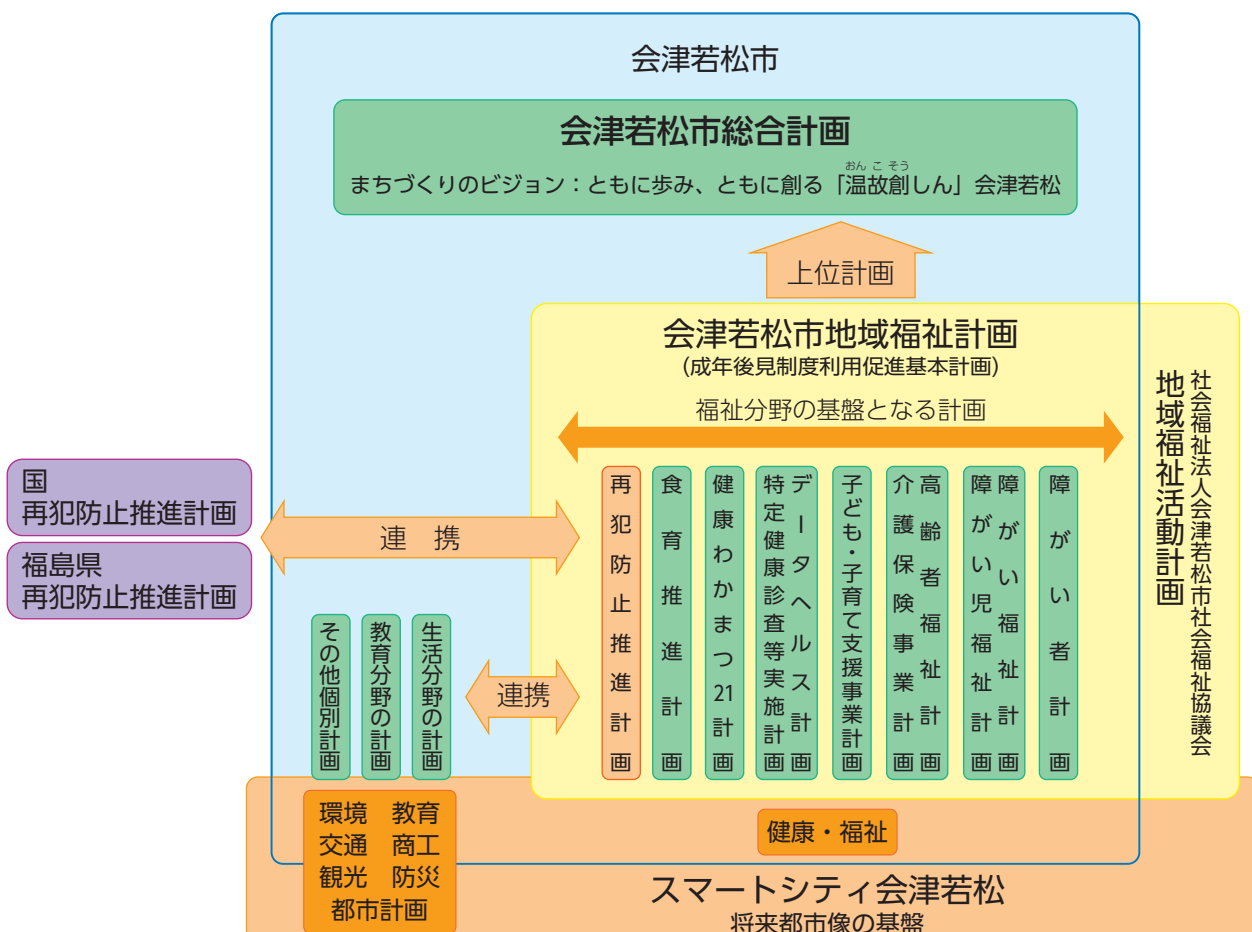
今回「会津若松市再犯防止推進計画」を策定し、国や県、関係団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現と、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的とします。

なお、再犯防止の施策を実施する際には、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮し、取り組めます。

4. 計画の位置づけ

本計画は、令和3年3月に策定した「第2期会津若松市地域福祉計画」（以下、「第2期地域福祉計画」という。）の基本理念「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」の実現を、再犯防止推進の観点からより具体的に体系化するもので、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

<計画の位置づけ>



5. 計画の期間

「第2期地域福祉計画」の計画期間（令和3年度から令和7年度まで）に合わせ、令和6年度から令和7年度までの2か年を計画期間とします。

なお、計画期間が令和8年度からとなる第3期会津若松市地域福祉計画策定時に本計画を統合することとします。

6. 計画の対象者

計画の対象者は、「有罪判決の言渡し若しくは保護処分¹の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者」とします。

具体的には、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のうち、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者で、かつ、支援が必要な者（以下「犯罪をした者等」という。）を指します。

再犯防止推進法案に対する付帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

7. 持続可能な開発目標

SDGs (エスディージーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年(平成27年)9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

再犯防止の推進においても、SDGsの視点を持ち対応していく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<本計画に関する主なもの>



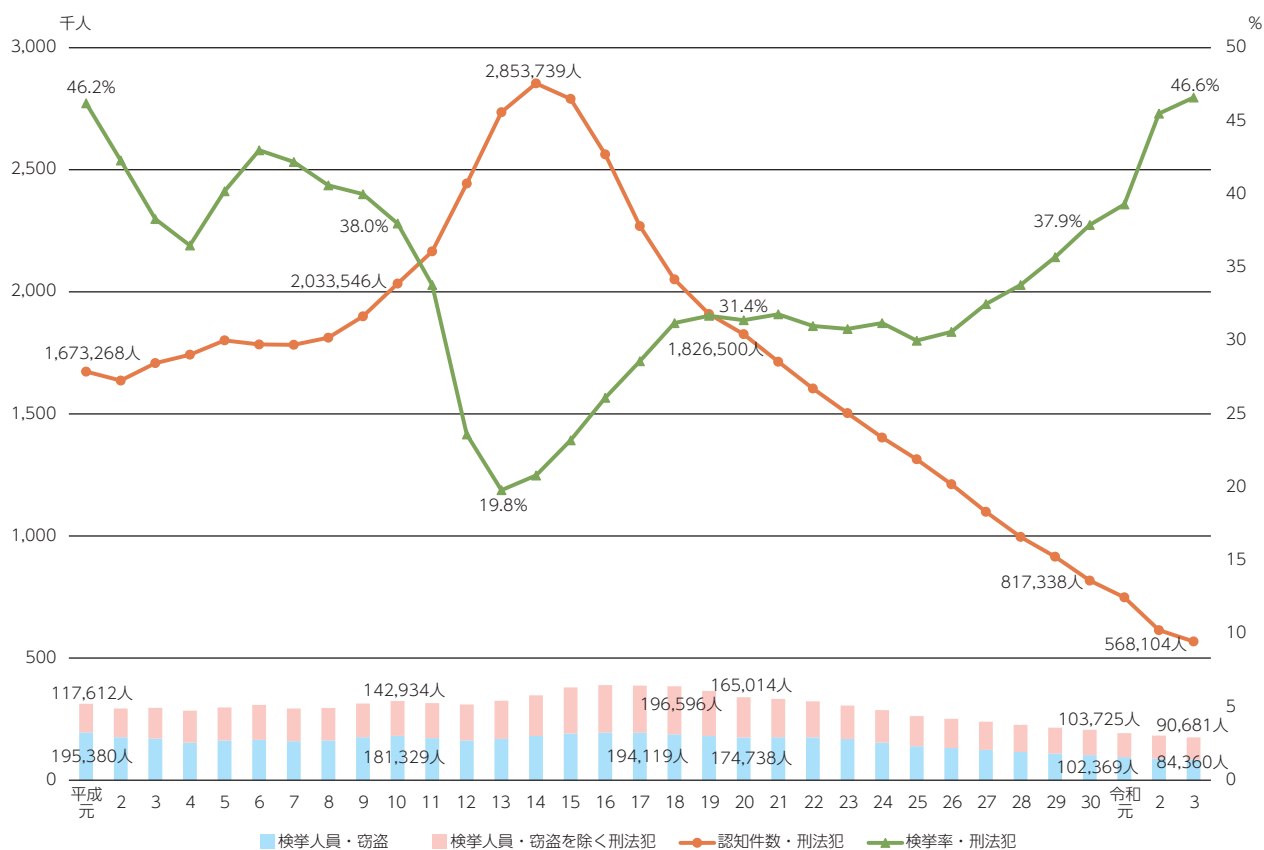
第2章 再犯防止を取り巻く現状

1. 犯罪及び再犯の現状

(1) 刑法犯認知件数・検挙人数・検挙率の推移

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、平成14年には2,853,739件にまで達しましたが、それをピークに減少しており、令和3年は568,104件と戦後最少を更新しました。

■ 刑法犯認知件数・検挙人数・検挙率の推移（全国）



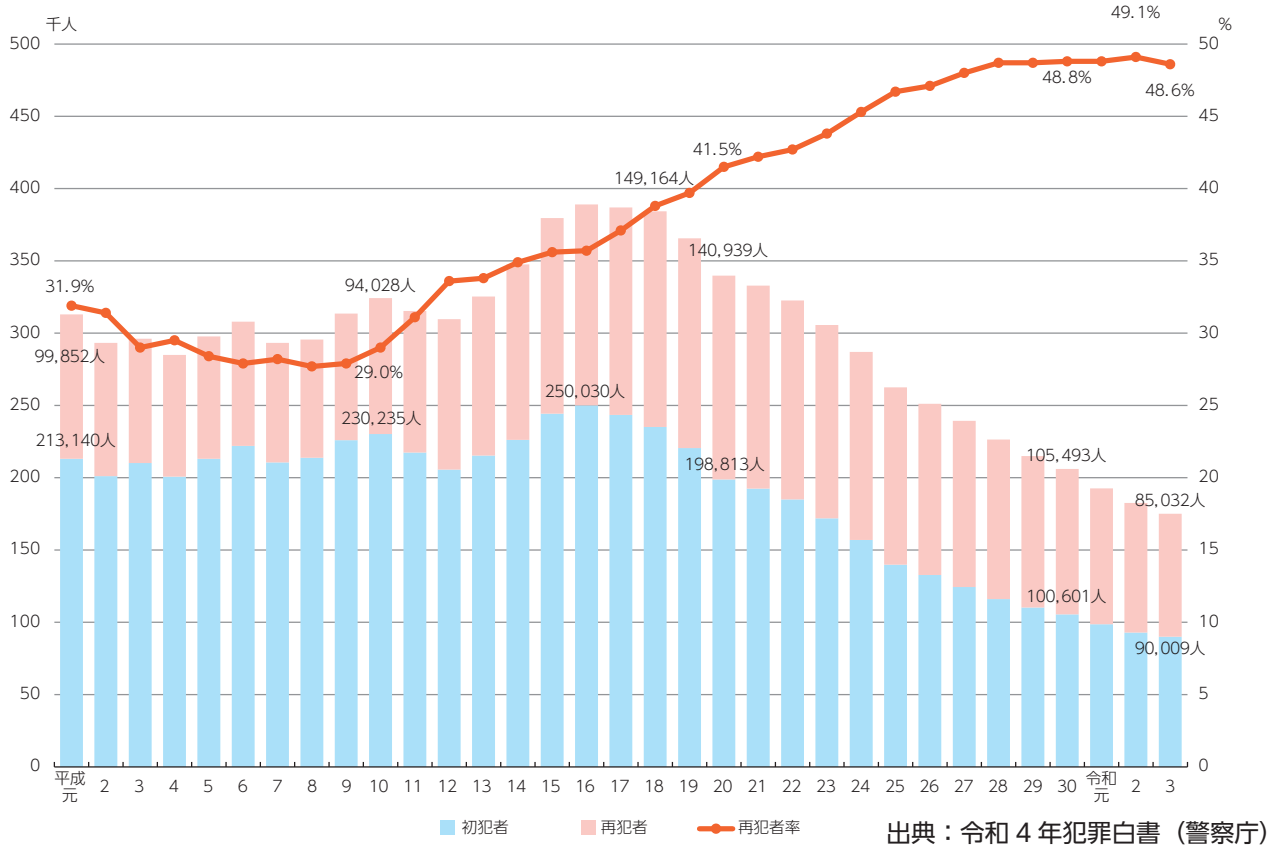
出典：令和4年犯罪白書（警察庁）

(2) 刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（全国）

全国の刑法犯による再犯者の人員は、平成18年をピークに徐々に減少しています。その一方で初犯者の人員がそれを上回るペースで減少し続けているため、平成9年以降は再犯者率が上昇傾向にあります。

再犯者の令和3年検挙者に占める割合は48.6%と、前年度より0.5ポイント低下しましたが、検挙者の約半数を占めています。

■ 刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（全国）



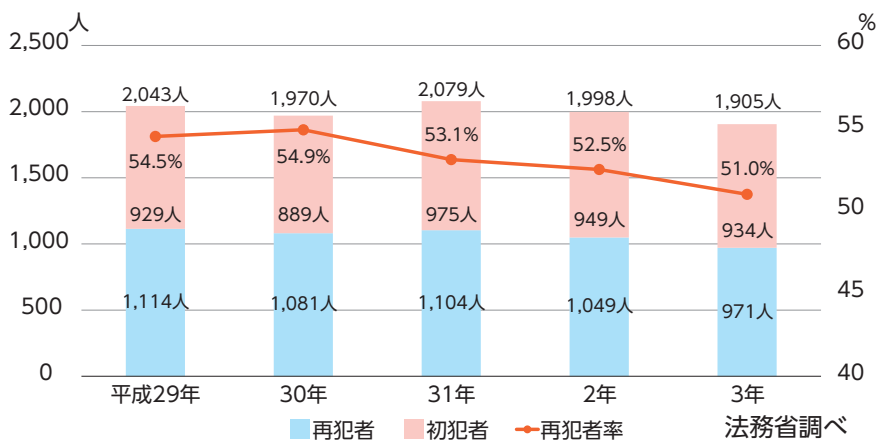
(3) 刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（福島県・会津若松警察署管内）

福島県においては、刑法犯検挙人員が毎年2,000名前後で推移しています。再犯者の割合は5年間の平均で53.2%と、半数以上の方が再犯となっています。

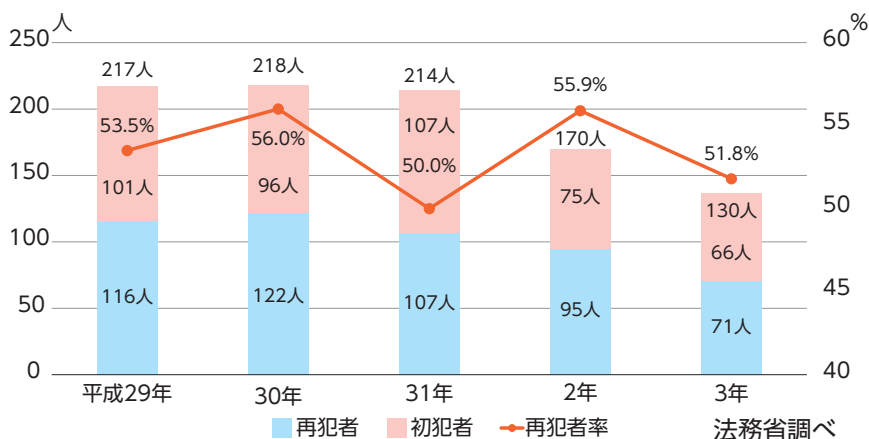
会津若松警察署管内においては、刑法犯検挙人員が平成29年から令和元年までは、200人を超えていましたが、令和2年は170名、令和3年は137名と減少している状況です。

しかし、再犯者の割合は、5年間の平均で53.4%と、国より高い水準で推移しています。

■ 刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（福島県内）



■ 刑法犯検挙人員中の再犯者人数・再犯率の推移（会津若松警察署管内）

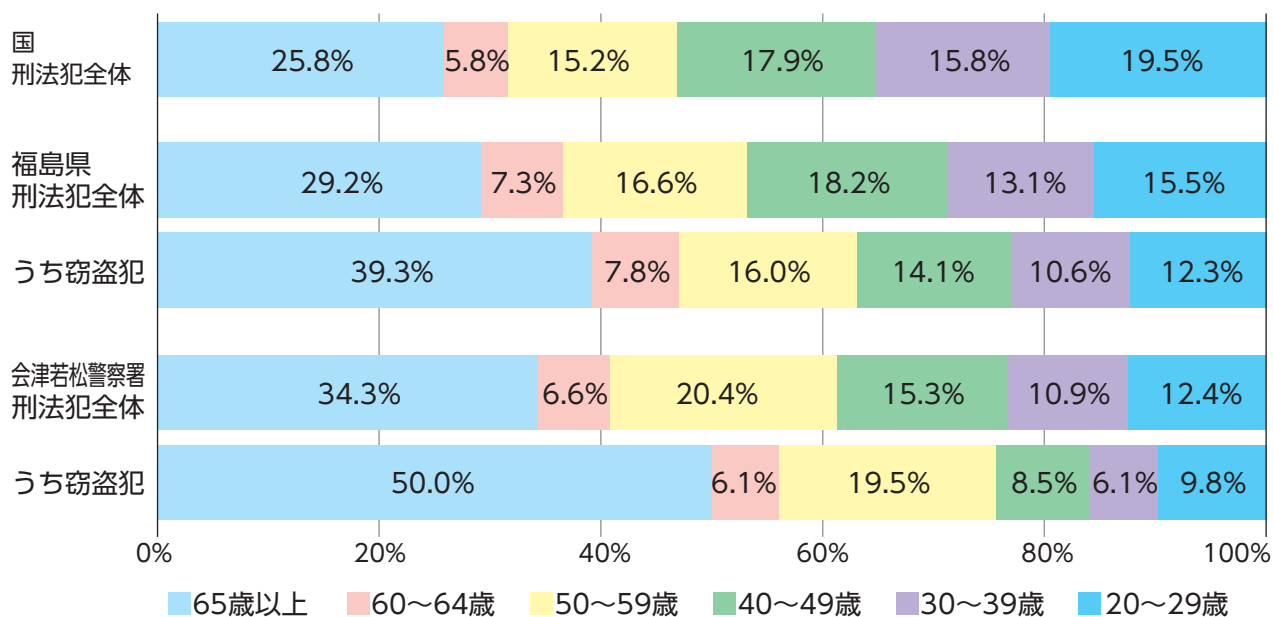


(4) 刑法犯検挙人員の年代別構成割合

刑法犯検挙人員のうち65歳以上の高齢者の割合が、全国では25.8%ですが、福島県においては29.2%、会津若松警察署管内においては34.3%と、高い状況です。

対象を窃盗に限ると、県においては39.3%ですが、会津若松警察署管内においては50.0%と、こちらも高齢者の割合が高い状況です。

■ 刑法犯検挙人員の年代別構成割合（令和3年）



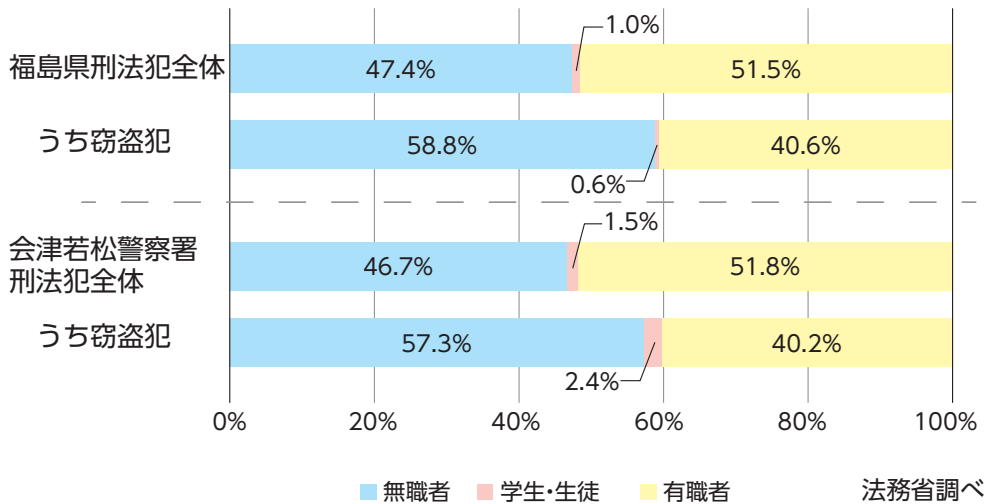
出典：令和4年犯罪白書（警察庁）・法務省調べ

(5) 刑法犯検挙人員の就業状況別割合（福島県・会津若松警察署管内）

刑法犯検挙人員のうち、学生を除く無職者の割合は福島県においては47.4%、会津若松警察署管内においては46.7%と、有職者と比較してそれぞれ4から5ポイント程度低い状況です。

しかし対象を窃盗に限ると、県においては58.8%、会津若松警察署管内においては57.3%と、それぞれ10ポイント以上高くなり、半数以上が学生を除く無職者になります。

■ 刑法犯検挙人員就業別割合（令和3年）



(6) 少年犯罪・非行の現状（福島県・会津若松警察署本署管内）

会津若松警察署本署管内における少年犯罪や非行状況については、以下の通りです。
 主な原因としては、深夜のはいかい、喫煙、粗暴行為が上位を占めました。

■ 少年の非行補導状況（令和3年）

年別	区分	総数	非行少年				不良行為少年
			犯罪少年	触法少年	ぐ犯少年	計	
福島県内		1,788人	136人	68人	23人	227人	1,561人
会津若松警察署本署管内		269人	23人	3人	9人	35人	234人

出典：生活安全白書会津若松（会津若松警察署）

【区分の内容】

犯罪少年	罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
ぐ犯少年	ぐ犯事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
不良行為少年	非行少年には該当しないが、自己や他人の特性を害する行為をしている少年

2. 更生保護の現状

(1) 保護司の状況

本市における保護司の定員は59名となっています。令和5年6月1日現在の保護司数は50名で9名の欠員があり、充足率は84.7%となっています。

■保護司の推移（各年6月1日現在）

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保護司数	51名	54名	54名	52名	50名
充足率	86.4%	91.5%	91.5%	88.1%	84.7%

(2) 協力雇用主の状況

犯罪や非行をした者の雇用に協力することで、自立や社会復帰の支援に取り組む雇用主による「会津若松地方協力雇用主会」が平成31年2月8日に発足し、現在15社が活動しています。

(3) 保護観察対象者の帰住状況

保護観察処分に付された者の本市への帰住状況は次のとおりです。

■保護観察者の推移

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1号観察	(11人) 23人	(6人) 19人	(9人) 16人	(4人) 14人	(5人) 12人
2号観察	(1人) 8人	(2人) 3人	(3人) 5人	(1人) 2人	(1人) 3人
3号観察	(9人) 11人	(6人) 9人	(7人) 10人	(13人) 17人	(6人) 13人
4号観察	5人	(3人) 7人	6人	5人	(3人) 6人
合計	(21人) 47人	(17人) 38人	(19人) 37人	(18人) 38人	(15人) 34人

※ 上段（ ）は保護監察の新規対象者、下段は前年からの継続を加えた人数

法務省調べ

【区分の内容】

1号観察	家庭裁判所の決定により保護処分に付された者（更生保護法第48条第1号）
2号観察	保護監察委員会の決定により少年院からの仮退院を許された者（同法第48条第2号）
3号観察	保護監察委員会の決定により仮釈放を許された者（同法第48条第3号）
4号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者（同法第48条第4号）

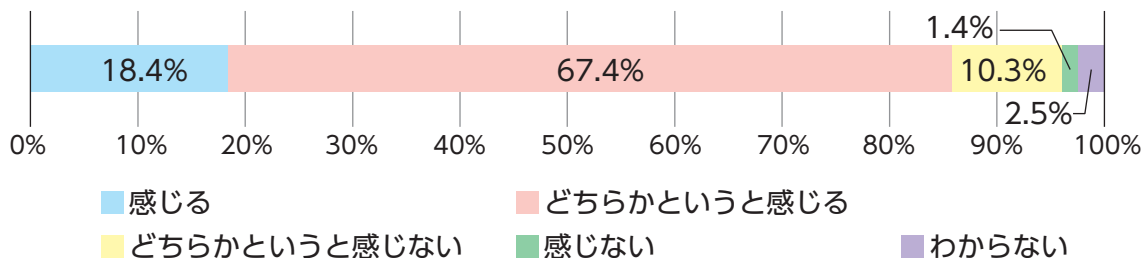
3. アンケートから見る現状

この調査は、犯罪をした者等が円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現と、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、更生保護活動への市民の意識を把握することで、今後の施策の展開や本計画の策定作業の円滑化に資することを目的に、地域ケア会議の出席者を対象に令和5年4月から7月まで実施し、288人から回答を得ました。

(1) 本市に対する安全・安心の認識

本市を安全で安心な暮らしやすい地域と感じている人の状況については、「感じる」が18.4%、「どちらかといえば感じる」が67.4%であり、概ね安心と感じている人の合計は85.8%と、多くの人々が安全・安心なまちと考えている状況です。

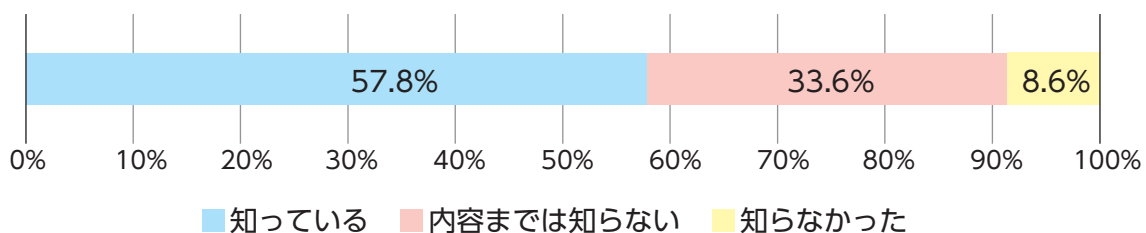
■安全・安心へ認識



(2) 国の再犯防止の取り組みの認知率

国の再犯防止の取組への認知状況については、「再犯防止推進法」を制定し取り組んでいることを「知っている」は57.8%、「内容までは知らないが、『再犯防止』という言葉は聞いたことがある」は33.6%となっています。

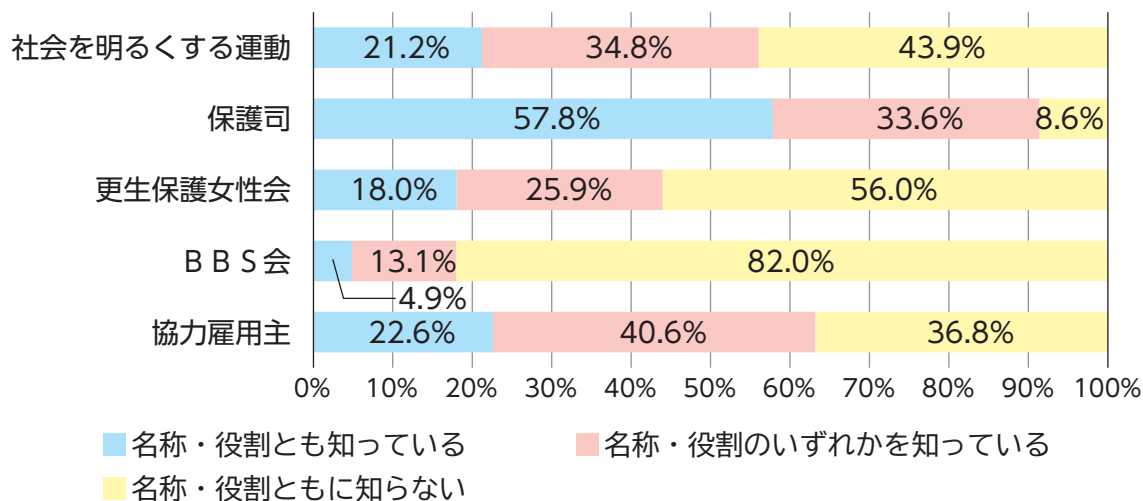
■国の再犯防止の取り組みの認知率



(3) 更生保護活動の認知率

更生保護活動の中心となる「保護司」の名称や役割について、過半数の人が双方とも知っており、いずれかを知っている人を加えると9割以上の人となります。「社会を明るくする運動」や「協力事業主」は、両方、いずれかを知っている人が半数を超えていますが、どちらも知っている人の割合は低い状況です。

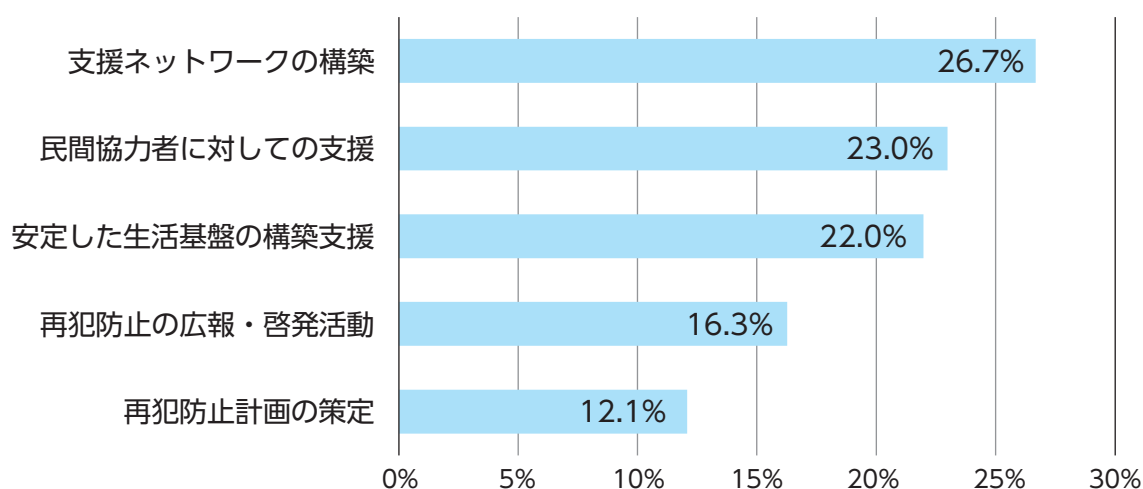
■ 更生保護活動の認知率



(4) 市に期待する再犯防止施策

市が今後推進すべきと考える再犯防止施策は「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作る」が26.7%、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が23.0%、「仕事と住居を確保し、安定した生活基盤の構築を支援する」が22.0%と上位を占めました。

■ 市が推進すべき再犯防止施策



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

犯罪をした者等の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。これらの課題に対応し、再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけでは限界があることから、社会に復帰したときに地域から孤立せず、自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現が重要となります。

よって、本計画においては、第2期地域福祉計画の方向性と同じく、「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」を基本理念とします。

基本理念

誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

2. 計画の基本目標

再犯防止を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて4つの基本目標を定めます。

基本目標1 安定した生活の確保

再犯防止に向けては、地域社会における安定した生活が重要となります。犯罪をした者等であっても、安定した生活ができるよう取り組みます。

基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

犯罪をした者等の中には、地域生活課題を抱えながら適切な支援を受けていない人も多くいます。再犯の防止に向けて、適切な保健医療や福祉サービスの提供に取り組みます。

基本目標3 関係機関との連携

これまで、再犯防止の取組は、保護司や多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。引き続き連携を図り、取組を支援します。

基本目標4 広報・啓発活動の充実

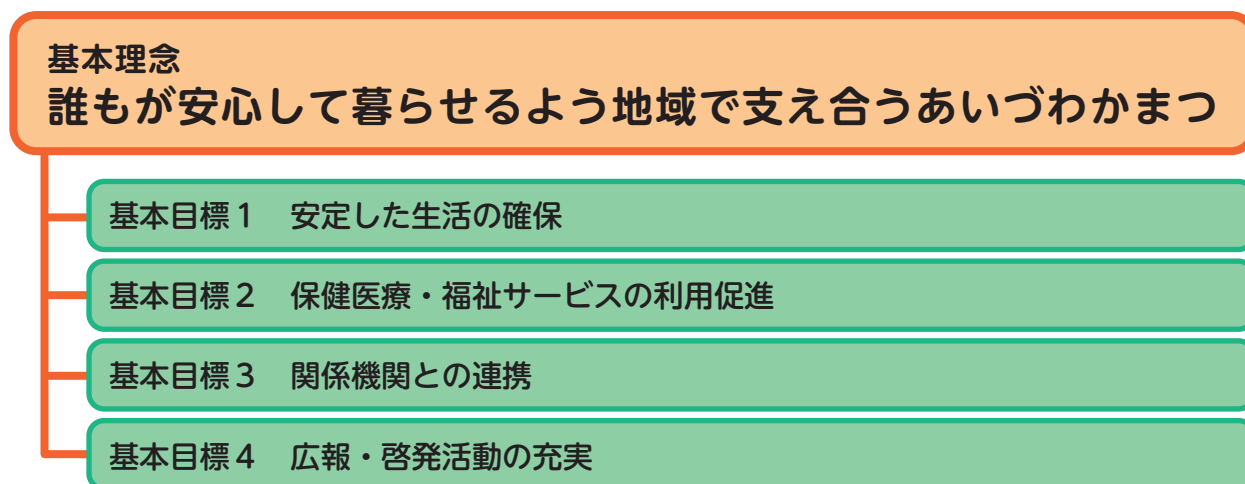
再犯防止の推進にあたっては、まず、市民が安全で安心して生活できる環境の確保が必要になります。また、市民や地域の各種団体、医療や福祉の専門職をはじめとした様々な人の理解も必要です。それらに向け、犯罪や非行防止、更生保護活動の理解促進に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

第4章 施策とその展開

1. 計画の体系図

本計画の基本理念や4つの基本目標の実現に向けては、次の施策の方向性に基づき、施策を展開することで、市民、保護司会をはじめ地域における各種団体等、医療や福祉の専門職、国・県等と連携しながら再犯の防止を推進します。

<計画の体系図>



2. 基本施策

基本目標1 安定した生活の確保

現状と課題

- 国の犯罪白書（令和4年版）によると刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比較し約3倍と高く、不安定な生活環境が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。
- 刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています。これらの人は再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短くなっています。

施策の方向性

- ▶ 犯罪をした者等の就労や住居の確保につなげ、社会の一員として活躍できるよう支援を図ります。

主な取組

- ▶ 生活困窮者自立支援制度による支援を通じ、生活の安定を図ります。
- ▶ 商工業や農業など、多様な分野との連携による就労に向けた環境づくりを推進します。
- ▶ 会津若松地方協力雇用主会と連携した就労の確保に努めます。

基本目標 2 保健医療・福祉サービスの利用促進

現状と課題

- 国の再犯防止推進白書（令和4年版）によると、高齢者の2年以内再入率（出所後の犯罪により再び入所する率）は、他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短くなっており、背景として、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことがあげられています。
- 国の犯罪白書（令和4年版）によると、薬物犯罪の検挙者のうち覚せい剤取締法違反者は減少傾向にありますが、一方で、大麻取締法違反者は若者を中心に大きく増加しています。

施策の方向性

- ▶ 犯罪をした高齢者や障がい者等で自立した生活を営む上での困難を有する人や、アルコールや薬物等の依存症患者へ、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関等との連携を図ります。
- ▶ 悩みを抱える子どもや地域生活課題を抱える人が、相談しやすい環境整備を図ります。

主な取組

- ▶ 福島県会津保健福祉事務所や地域包括支援センター等の相談機関と連携し、必要な保健医療・福祉サービスの提供につなげます。
- ▶ 適切な相談機関につながるよう、状況に応じてどこに相談していいのかわかるよう、相談・支援機関の周知を図ります。
- ▶ 高齢化や障がいにより判断能力が十分でない人が安定した生活がおくれるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ▶ 様々な地域生活課題に対応するため、重層的な支援体制の整備を図ります。

基本目標 3 関係機関との連携

現状と課題

- 保護司や民間ボランティアの高齢化等により、保護司等が減少傾向となっています。
- 地域社会における人間関係の希薄化など、社会環境の変化等の要因により、保護司や民間ボランティアの活動が難しくなっています。

施策の方向性

- ▶ 「第2期地域福祉計画」の推進を図り、ボランティアの人材育成に取り組みます。
- ▶ 更生保護活動の継続につながるよう、保護司や民間ボランティア活動の充実に向けた人材確保や活動の支援を図ります。

主な取組

- ▶ 社会福祉協議会等と連携したボランティアの人材育成を図ります。
- ▶ 適正な保護司数を維持できるよう、保護司会と連携した人材の確保に取り組みます。
- ▶ 保護司会による人材育成の取組を支援します。
- ▶ 更生保護サポートセンターの設置を継続して支援します。

基本目標 4 広報・啓発活動の充実

現状と課題

- 昨今は、なりすまし詐欺が繰り返されており、犯罪の未然防止のため、防犯の取組が重要になっています。
- 犯罪をした者等が社会に復帰するためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が地域において孤立することのないよう地域の協力も必要となります。
- アンケートからは、更生保護活動が市民にとって身近ではないため、活動が十分に認知されているとは言えない状況があります。

施策の方向性

- ▶ 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの健全な成長を見守ります。
- ▶ 犯罪の防止に向けて、関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組みます。
- ▶ 再犯者の円滑な社会復帰に向けて、更生保護活動の理解促進を図ります。

主な取組

- ▶ 国や県、教育機関等の関係機関と連携し、犯罪・非行防止に向けた広報・啓発活動の充実に努めます。
- ▶ 警察署等の関係機関と連携し、防犯意識の向上に努めます。
- ▶ 再犯者が地域から孤立しないよう、地域理解の促進に向けて、広報活動の充実に努めます。
- ▶ 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主の活動など、更生保護について、市のホームページや広報紙において紹介し、市民の理解促進を図ります。
- ▶ 「社会を明るくする運動強調月間」における行事について、保護司会等関係団体・機関と一体となって広報・啓発活動に努めます。

第5章 計画の推進

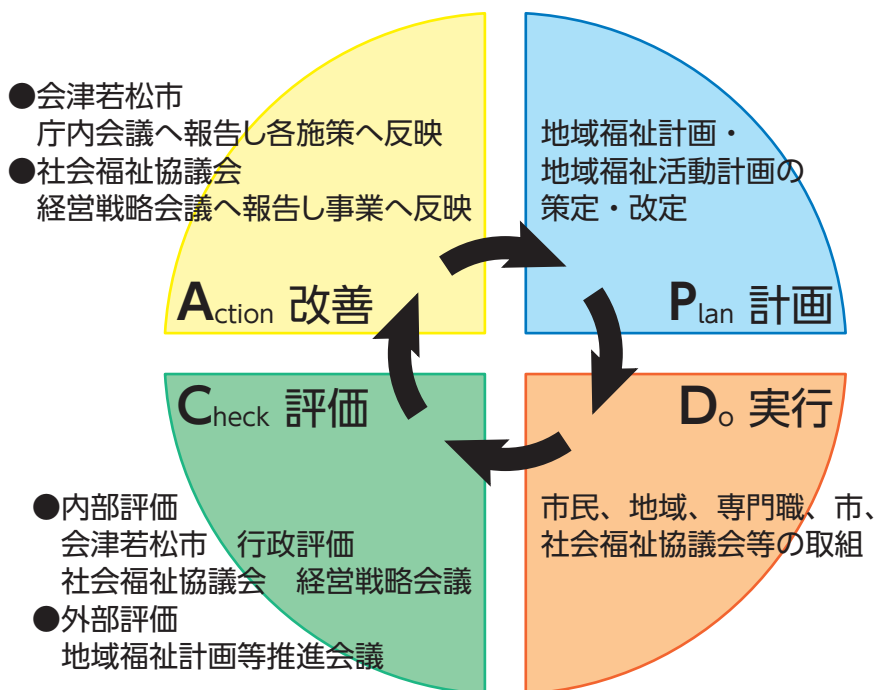
1. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、毎年度、第2期地域福祉計画と一体的に行います。

本市の最上位計画である「会津若松市総合計画」に掲げる政策目標等の実現にあたり、計画の進行管理を行うために実施している行政評価を活用し、関連事業を毎年評価することで、計画の確かな進行管理を行っていきます。

また、こうした内部での評価検証に加えて、市民や専門的知見を有する有識者等から構成される「会津若松市地域福祉計画等推進会議」において、毎年の取組内容を報告し、評価検証を行います。このように計画の進行管理を内部評価検証と専門的な視点からの外部評価検証を併用することで、再犯防止の推進を図っていきます。

■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画PDCAサイクル（第2期地域福祉計画より）



会津若松市再犯防止推進計画

令和 年 月

編集・発行

会津若松市健康福祉部地域福祉課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

☎0242-39-1232



本計画の本文には、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



会津若松市